



申告はお早めに

令和6年中に収入があった人は、税の申告が必要な場合があります。
このページでは、簡単なチェック表で申告が必要かどうかを確認できます。
該当する人は、右面で案内する申告の方法や会場情報をご覧ください。

税の申告は **2/17月** ~ **3/17月** まで

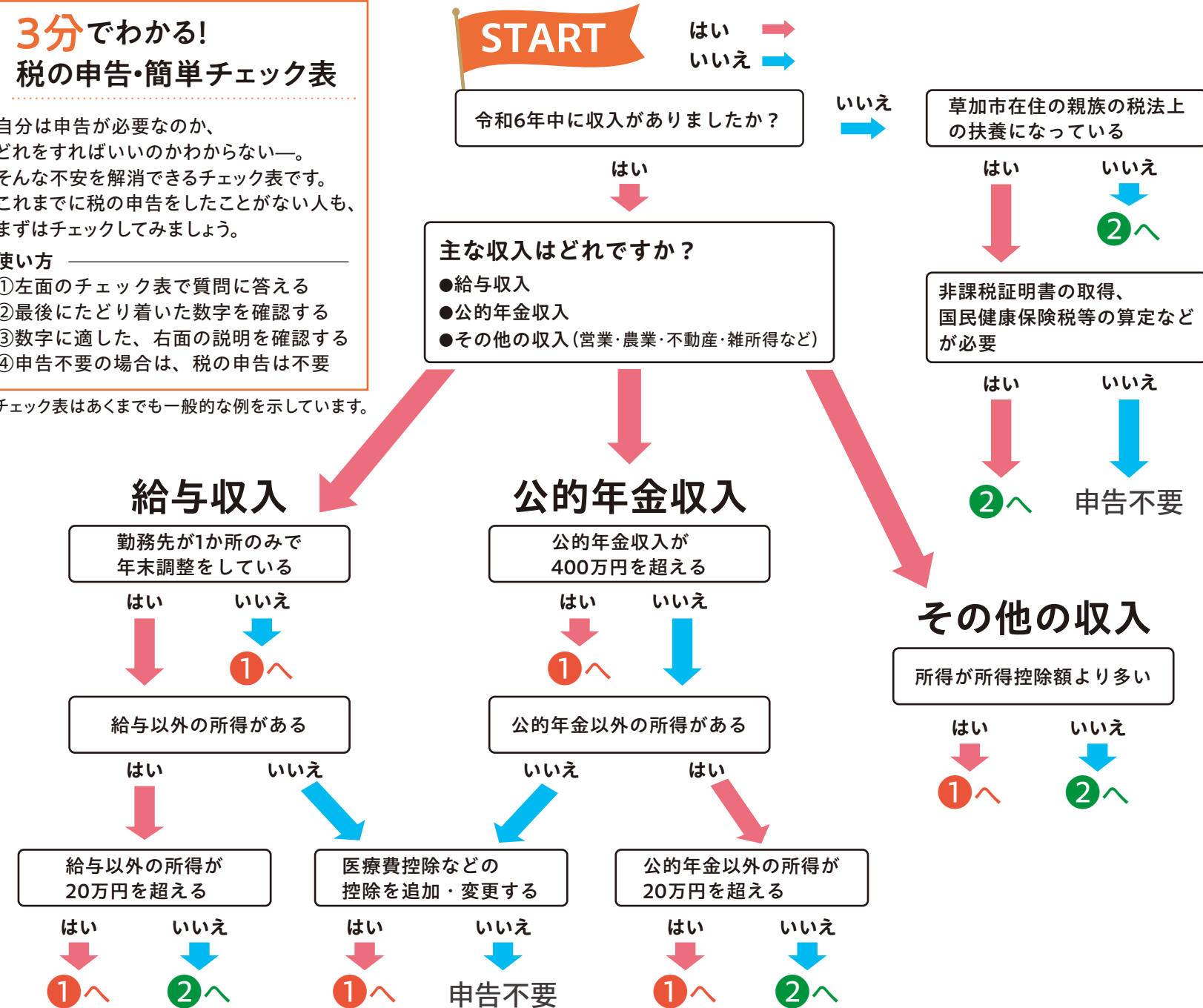
3分でわかる! 税の申告・簡単チェック表

自分は申告が必要なのか、
どれをすればいいのかわからない。
そんな不安を解消できるチェック表です。
これまでに税の申告をしたことがない人も、
まずはチェックしてみましょう。

使い方

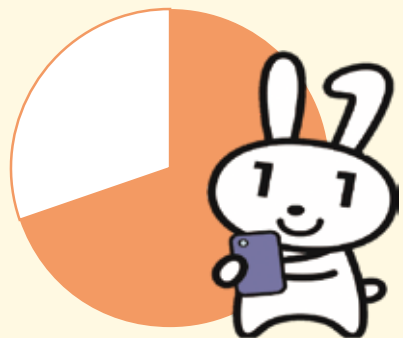
- ①左面のチェック表で質問に答える
- ②最後にたどり着いた数字を確認する
- ③数字に適した、右面の説明を確認する
- ④申告不要の場合は、税の申告は不要

※チェック表はあくまでも一般的な例を示しています。



Pick up スマホで簡単！確定申告がもっと手軽に

3人に2人が
e-Taxで申告しています



いま、スムーズかつ効率的に申告を済ませている人が増えています。
手間を省き、時間と労力を大幅に削減できるe-Tax。
今年から、あなたも簡単・便利な申告に切り替えませんか？

もう確定申告で迷わない！
スマホがあれば、自宅でも手軽に申告が完了します。
難しい操作は一切なし。画面の案内に沿って入力するだけで、初心者でも安心して進められます。
忙しい人も、今年はスマホでスマートに申告を始めてみましょう！

スマホ申告を行う3ステップ

- ① マイナンバーカードを準備**
以下を用意する
・マイナンバーカード
・暗証番号
- ② アプリをダウンロード**
スマホにマイナンバーアプリをインストールする
- ③ 申告データを入力・送信**
必要情報を入力すれば、申告完了！

① 確定申告(所得税)

関川口税務署 ☎048-252-5141

スマホ

で申告する場合

- ・申告がスマホのみで完了するため、税務署などの窓口に行かないで済む
- ・収入や控除の金額等を入力するだけで、自動計算で申告書が完成する
- ・添付書類の提出が不要になる(一部の書類を除く)

おすすめ



詳細はこちら

会場で申告する場合

期間 2/17月 ~ 3/17月 8時30分~入場整理券配付終了まで(最終受付16時00分)
(土・日・祝を除く。3/2のみ日曜日も開設)

場所 スキップ SKIPシティ 産業技術総合センター1階 多目的ホール
所在地：川口市上青木3-12-18

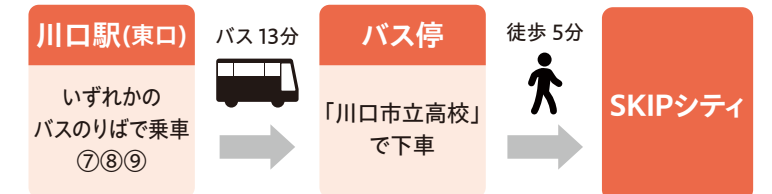
注意

- ・入場には、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行、または当日配付の入場整理券が必要です。なお、当日配付の入場整理券は、数に限りがありますので、LINEでの事前発行をおすすめします。
- ・会場は、マイナンバーカードを使ったスマホ申告を基本とした相談体制です。
- ・事前にマイナンバーカードの①署名用パスワード(英数字6~16字)②利用者証明用パスワード(数字4桁)を確認の上、ご来場ください。

※SKIPシティへの問い合わせはできません。

SKIPシティまでの行き方

来場者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。



給与・年金のみの簡易的な確定申告をする場合

期間 2/17月 ~ 3/3月 9時00分~14時30分
(土・日・祝を除く)

場所 中央公民館 所在地：草加市住吉2-9-1
※中央公民館への電話による問い合わせはできません。

定員	各日200人(混雑状況によっては、早めに受付を終了します)
対象者	給与・年金収入のみで、扶養・医療費控除などの追加を行う人
注意	その他の所得(営業・株・不動産など)についての申告や、住宅借入金等特別控除の申告、国外扶養の追加を伴う申告は受け付けられません。

申告に必要なもの

本人確認書類 / マイナンバーが確認できるもの / 源泉徴収票など収入がわかる書類
控除証明書類(生命保険料控除証明書、医療費控除の明細書など) / ID(利用者識別番号) / 本人名義の通帳

② 市民税・県民税申告

関市民税課 ☎922-1042 関920-1502

郵送で申告する場合

昨年申告実績等をもとに、市民税・県民税申告書を1月下旬に送付しました。同封の返信用封筒で提出してください。
申告が必要で、申告書が手元にない人は、市民税課へ連絡を。
詳細は、市HP(QRコード)へ。



会場で申告する場合

※時期によって会場が変わります。

期間(土・日・祝を除く)	時間	場所
2/17月 ~ 3/3月	9時00分~15時30分	中央公民館
3/4月 ~ 3/17月	9時00分~17時00分	本庁舎4階市民税課

申告に必要なもの

本人確認書類 / マイナンバーが確認できるもの / 源泉徴収票など収入がわかる書類
控除証明書類(生命保険料控除証明書、医療費控除の明細書など) / 市から郵送した市民税・県民税申告書

申告する方へお知らせ

医療費控除を受ける場合

- ・医療費控除を申告するには、1年分の医療費を、受けた人ごと、病院ごとにまとめた医療費控除の明細書の添付が必要です。
- ・領収書の提示や添付では、控除の適用を受けることができません。
- ・住民税や所得税の税金がかかっていない人(非課税)の場合、申告をしても税金の減額及び還付はありません。

ふるさと納税をした場合

- ・ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出した人が、確定申告または市民税・県民税申告をする場合、寄附金(税額)控除の適用を受けるためには、ワンストップ特例で申請をした寄附金の分を含めて申告する必要があります。